

穴水町シングルペアレント支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本町の幼年人口及び生産年齢人口を増やすことを目的に、移住を促進し、人口減少を抑制するとともに、子どもの健全な育成のため、シングルペアレントの維持する世帯の生活の安定を図り、自立を支援することにより定住を促進し、もって地域の活性化を図るために実施する事業に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シングルペアレント 次のいずれかに該当する者であって、子ども（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、現に就業していない者をいう。以下同じ。）を監護するひとり親。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。
 - ア 配偶者と死別した者であって、現に婚姻していない者
 - イ 配偶者と離婚した者であって、現に婚姻していない者
 - ウ 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻していない者
- (2) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、住民基本台帳又は外国人登録原票に登録され、かつ生活の本拠が本町にあることをいう。

(支援対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、定住を目的として地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に定める3大都市圏をはじめとする都市地域等から本町への定住を希望するシングルペアレントとする。ただし、次の各号のいずれかの者は対象としない。

- (1) 父又は母と現に同居又は生計を一にしている者
- (2) 本町の区域内に住所を有し、現に居住する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。）がある者
- (3) 本町に納入すべき税金、使用料その他の徴収金に滞納がある者
- (4) 生活保護受給者

(対象者の認定)

第4条 この要領による支援を受けようとする者は、支援対象者の要件を満たす申請時点で50歳以下の者で、町長の認定を受けた者とする。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、穴水町シングルペ

アレント支援事業対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 認定申請者の世帯全員の住民票（続柄及び本籍地記載のもの）
- (2) 認定申請者及び子どもの戸籍謄本
- (3) 認定申請者の前年度の所得証明書
- (4) 認定申請者の納税証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、その書類を審査し、支援対象者と認めるときは、認定申請者に対し、穴水町シングルペアレント支援事業対象者認定証（以下「認定証」という。）（様式第3号）を交付するものとする。

4 前項の認定証の期限は、3カ年とする。

（支援事業）

第5条 町長は、前条の規定による認定証の交付を受けたシングルペアレントを支援するため、次の事業を実施し、補助金等を交付する。

- (1) シングル限定おためし就職支援事業
- (2) シングル限定地域おこし協力隊募集事業

2 前項の補助金等の交付に関する事項は、別に定める。

（認定の取消し）

第6条 町長は、第4条第3項に定める認定証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により認定証の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) この要領の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、町長が支援の取消しが相当であると認めたもの

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。